令和６年９月

【フリマサイトでのすり替え被害】

【 相　談 】

フリマサイトに高級ブランドの財布を５万円で出品し、購入者に発送したが、正規品ではなく傷もあると言われ取引がキャンセルになった。しかし返品されたのは出品した商品とは似ても似つかぬ模造品。購入者にすり替えられてしまった。

【アドバイス】

フリマサイトは、利用者間の物品売買の場を提供するサービスであり、自己責任で利用すること、トラブルは当事者間により解決することなどが規約に示されています。このような個人間の取引は、消費者保護に関する法律の対象外のため、消費生活センターでは解決が困難になります。

以前から、悪質な出品者に購入者がだまされるトラブルが発生しており、購入者の被害に対しての保証や対策を講じるサイトが増えてきました。その一方で最近相次いでいるのが、今回のような購入者が出品者をだます事例です。高級ブランド品や人気アニメのトレーディングカードなどが狙われる例が目立ちます。

このケースでは、残念ながらすり替えを証明できず、救済につながりませんでした。購入者からの低評価を恐れたり、出品情報に｢中古品のためノークレーム・ノーリターンでお願いします｣と書くことを規約違反とするフリマサイトも多く、出品者側から返品不可としづらい現状があります。

こうした被害を防ぐには、出品した商品の写真や動画を残す、商品説明に状態（傷や汚れ、製造番号や保証書など商品を特定できる情報）を細かく記載するなどの手だてがあります。さらにすり替え防止用タグの活用や、鑑定サービスを導入しているサイトを利用する方法もあります。

フリマサイトは、出品者も購入者も必要なリスク対策を講じたうえで利用しましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**